

# 2024年10月以降の診療報酬改定 に関するお知らせ

平素は、格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、弊社は、2024年度6月改定版「はやわかりマニュアル」3種につきまして発行させていただきます。この度の10月改定以降の点数変更や施設基準の見直し等は、反映されていません。ご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

なお、2024年10月以降の改定につきましては、下記の通りとなりますので、併せてご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

記

## ◆ 医療DX推進体制整備加算（2024年10月～）



### 具体的な内容

保険医療機関が算定する医療DX推進体制整備加算について、マイナ保険証の利用実績やマイナポータルでの医療情報等に基づく患者からの健康管理に係る相談対応に応じ、加算1、2、3の新たな評価区分を設ける。

改定後	施設基準（要旨）	
医療DX推進体制整備加算1（医科） 医療DX推進体制整備加算1（調剤）	11点 7点	(6)マイナンバーカードの健康保険証利用について、十分な実績を有していること。 <b>(新)マイナポータルでの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。</b>
医療DX推進体制整備加算2（医科） 医療DX推進体制整備加算2（調剤）	10点 6点	(6)マイナンバーカードの健康保険証利用について、十分な実績を有していること。 <b>(新)マイナポータルでの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。</b>
医療DX推進体制整備加算3（医科） 医療DX推進体制整備加算3（調剤）	8点 4点	(6)マイナンバーカードの健康保険証利用について、実績を有していること。

### マイナ保険証利用率

利用率実績	2024年7・8月～	2024年10・11月～	※ 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。ただし、2024年10月～2025年1月は、適用時期の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることもできる。
適用時期	2024年10月～12月	2025年1月～3月	
加算1	15%	30%	※ 2025年4月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、2024年末を目途に検討、設定。
加算2	10%	20%	
加算3	5%	10%	

① レセプト件数ベース利用率（2か月後に把握可能→実績を3か月後から反映可能）

= マイナ保険証の利用者数の合計 ÷ レセプト枚数

支払基金から毎月、各医療機関・薬局にメールで通知されている

② オンライン資格確認件数ベース利用率（1か月後に把握可能→実績を2か月後から反映可能）

= マイナ保険証の利用件数 ÷ オンライン資格確認等システムの利用件数

今後、支払基金から本利用率の数字も通知予定。

※①が基本だが、2025年1月までに限り、①だけでなく、②の利用率を用いることができる

## ◆ 医療DX情報取得加算（2024年12月～）

### 具体的な内容

医療情報取得加算について、2024年12月2日から現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することを踏まえ、マイナ保険証の利用の有無に着目した加算の点数差を見直し、標準的な問診票や、オンライン資格確認等システムからマイナ保険証を通じて取得された医療情報等の活用による質の高い医療の評価へと見直す。

### 改定後

初診時	1点	再診時（3月に1回限り算定）	1点	調剤時（6月に1回限り算定）	1点
-----	----	----------------	----	----------------	----

※ 外来診療料についても同様

（出典）：中央社会保険医療協議会 総会 資料（厚生労働省） <https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001276103.pdf>

医療DX推進体制整備加算・医療情報取得加算の見直しについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001277499.pdf> をもとに田辺三菱製薬が作成